

第 29 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 7年 11月27日 (木) 15時31分～16時48分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4	報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第5	報告第4号 農地等移動適正化あっせん（その1）報告の件
日程第6	報告第5号 農地等移動適正化あっせん（その2）報告の件
日程第7	報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第8	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第9	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第10	議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第11	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件
日程第12	議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

●出席委員

1番	島部 亨	2番	平林 浩哉	3番	中捨 雅裕	4番	嶋崎 敏文
5番	野澤 修治	6番	盛田 義政	7番	山川 直孝	8番	小林 幸雄
9番	土屋 克彦	10番	松久 和明	12番	鳥本 和則	13番	高橋 仁
14番	栗野 秀明	15番	堀井 和宏	16番	道下 勇治	17番	横溝 獅

●欠席委員

11番 珠玖 春美

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

15番 堀井 和宏 16番 道下 勇治

(15時31分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、15番 堀井委員、16番 道下委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公募・現況地目とも畠、面積5,747m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町中美生4線、公簿・現況地目とも畠、面積11,757m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和7年10月27日に許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町毛根北6線、公簿・現況地目とも畠、面積18,551m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和7年10月27日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報

告の件を議題とします。それでは、堀井現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○15番（堀井委員） 15番堀井です。農地等一時転用許可に係る復元状況調査の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。11月17日の9時00分より役場庁舎2階農業委員会事務局内で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、山川委員、小林委員、そして私堀井、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、堀井現地調査委員長より報告がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん（その1）報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん（その1）報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、中捨あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。農地等移動適正化あっせん（その1）報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。11月17日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、嶋崎委員、松久委員、高橋委員、そして私中捨、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、12時45分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、14時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番から番号8番について、賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、中捨あっせん委員長より説明のありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん（その2）報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん（その2）報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、道下あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願

いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。農地等移動適正化あっせん（その2）報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。11月19日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、盛田委員、土屋委員、鳥本委員、栗野委員、横溝委員、そして私道下、事務局から藤野局長が出席しています。当時は、9時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番から番号7番については、賃貸借でのあっせん成立となり、番号9番から番号11番は、売買でのあっせん成立となりました。また、番号8番、番号12番、番号13番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、道下あっせん委員長より説明のありました報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第7 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号9番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北伏古東16線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積78,189m²を賃貸借するものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北伏古東16線外合計10筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積154,583m²を賃貸借するものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町雄馬別16線外合計9筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積23,335.81m²を賃貸借するものです。

【番号4番】土地の所在は、芽室町雄馬別16線、公簿・現況地目とも畠、面積12,591m²を賃貸借するものです。

【番号5番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線、公簿・現況地目とも畠、面積9,928m²を賃貸借するものです。

【番号6番】土地の所在は、芽室町北伏古南10線、公簿・現況地目とも畠、面積31,835m²を賃貸借するものです。

【番号7番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積

71,573m²を賃貸借するものです。

【番号8番】土地の所在は、芽室町北伏古南7線、公簿・現況地目とも畠、合計面積13,466m²を賃貸借するものです。

【番号9番】土地の所在は、芽室町伏美18線外合計15筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積21,152.55m²を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

●日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積37,443.66m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年10月31日、土地の引渡しの時期は令和7年10月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上9線、公簿・現況地目とも畠、面積19,830m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年10月31日、土地の引渡しの時期は令和7年10月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町祥栄北9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積77,400m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年7月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古11線外合計11筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積342,554m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、譲渡人から後継者への贈与の申請です。昨年9月総会にて贈与許可をしておりましたが、錯誤があったため、今回改めて申請されたものです。申請地は、坂の上11線に接した14号から16号にかけての農地です。譲受人は、結婚を機に就農、19年間営農し、堅実な後継者であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番】土地の所在は、芽室町芽室南3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積10,352m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約5kmの高岩地区です。以前から、相対で借りていた農地でしたが、今回整理し、申請されたものであり、長年借りてきた経緯もあるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので番号3番、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積227,718m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号4番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積118,650m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、旧JA坂の上店から南へ約4km、貸人の住宅に隣接した農地です。借主は、経営規模拡大とスムーズな経営移譲、将来の経営を繋いでいくため、法人化を決意したとのことで、農地所有適格法人の要件も満たしていること確認しました。14年間営農し、日々意欲的に行動されており、地域の中でも権威的な役割を果たしております。周囲への影響もないことから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番、番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。次に、番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号5番】土地の所在は、芽室町上美生11線外合計29筆、公簿・現況地目とも牧場、合計面積545,949m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上美生市街地から約4kmに位置しています。貸人が体調不良であるため、営農が難しくなり、貸人のもとで馬の育成等を20年間学ばれた借人が引継ぎ、営農されるものです。将来についてもしっかり計画されており、地域からの理解を得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西12線、公簿・現況地目とも畠、面積998.11m²です。本申請は、農家住宅1棟の建設のための永久転用です。

○議長（島部会長） ただいま事務局の説明がありました案件は、10月30日開催の第28回農業委員会総会において、ご審議いただいたものであります。特に、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められているので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄北9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積84,532m²です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上伏古9線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積136,625m²です。

○議長（島部会長） 次に、道下あっせん委員長より経過について、説明願います。

○16番（道下委員） 16番道下です。11月19日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、盛田委員、土屋委員、鳥本委員、栗野委員、横溝委員、そして私道下、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、事前の協議会と現地調査を行い、その後、あっせん委員会を開催しました。番号1番、番号3番について、譲受希望者の資金調達等に時間を要するため、公社への買入が必要となったものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号1番、番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第12 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に

基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号56番から整理番号94番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号56番】土地の所在は、芽室町中伏古東2線外合計13筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積232,772m²を賃貸借するものです。

【整理番号57番】土地の所在は、芽室町北伏古東16線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積78,189m²を賃貸借するものです。

【整理番号58番】土地の所在は、芽室町北伏古東16線外合計10筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積154,583m²を賃貸借するものです。

【整理番号59番】土地の所在は、芽室町雄馬別16線外合計9筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積23,335.81m²を賃貸借するものです。

【整理番号60番】土地の所在は、芽室町雄馬別16線外合計9筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積23,335.81m²を賃貸借するものです。

【整理番号61番】土地の所在は、芽室町雄馬別16線、公簿・現況地目とも畠、面積12,591m²を賃貸借するものです。

【整理番号62番】土地の所在は、芽室町雄馬別16線、公簿・現況地目とも畠、面積12,591m²を賃貸借するものです。

【整理番号63番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積71,573m²を賃貸借するものです。

【整理番号64番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積71,573m²を賃貸借するものです。

【整理番号65番】土地の所在は、芽室町北伏古南7線、公簿・現況地目とも畠、面積13,466m²を賃貸借するものです。

【整理番号66番】土地の所在は、芽室町北伏古南7線、公簿・現況地目とも畠、面積13,466m²を賃貸借するものです。

【整理番号67番】土地の所在は、芽室町北伏古南10線、公簿・現況地目とも畠、面積31,835m²を賃貸借するものです。

【整理番号68番】土地の所在は、芽室町北伏古南10線、公簿・現況地目とも畠、面積31,835m²を賃貸借するものです。

【整理番号69番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線、公簿・現況地目とも畠、面積9,928m²を賃貸借するものです。

【整理番号70番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線、公簿・現況地目とも畠、面積9,928m²を賃貸借するものです。

【整理番号71番】土地の所在は、芽室町伏美18線外合計15筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積21,152.55m²を賃貸借するものです。

【整理番号72番】土地の所在は、芽室町伏美18線外合計15筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積21,152.55m²を賃貸借するものです。

【整理番号73番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計10筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積92,540m²を賃貸借するものです。

【整理番号74番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積57,761m²を賃貸借するものです。

【整理番号75番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積10,437m²を賃貸借するものです。

【整理番号76番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積24,342m²を賃貸借するものです。

【整理番号77番】土地の所在は、芽室町東芽室基線、公簿・現況地目とも畠、面積41,811m²を賃貸借するものです。

【整理番号78番】土地の所在は、芽室町東芽室基線、公簿・現況地目とも畠、面積41,811m²を賃貸借するものです。

【整理番号79番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積51,965m²を賃貸借するものです。

【整理番号80番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積51,965m²を賃貸借するものです。

【整理番号81番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積20,491.37m²を賃貸借するものです。

【整理番号82番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積20,491.37m²を賃貸借するものです。

【整理番号83番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積62,281m²を賃貸借するものです。

【整理番号84番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積15,234.6m²を賃貸借するものです。

【整理番号85番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積46,935m²を賃貸借するものです。

【整理番号86番】土地の所在は、芽室町伏美18線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積21,000m²を賃貸借するものです。

【整理番号87番】土地の所在は、芽室町伏美18線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積21,000m²を賃貸借するものです。

【整理番号88番】土地の所在は、芽室町上芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積31,257m²を賃貸借するものです。

【整理番号89番】土地の所在は、芽室町上芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積31,257m²を賃貸借するものです。

【整理番号90番】土地の所在は、芽室町上芽室北、公簿・現況地目とも畠、面積41,089m²を賃貸借するものです。

【整理番号91番】土地の所在は、芽室町上芽室北、公簿・現況地目とも畠、面積41,089m²を賃貸借するものです。

【整理番号92番】土地の所在は、芽室町渋山7線外合計13筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積187,365m²を賃貸借するものです。

【整理番号93番】土地の所在は、芽室町渋山7線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積50,871m²を賃貸借するものです。

【整理番号94番】土地の所在は、芽室町渋山7線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積61,851m²を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号56番から整理番号94番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号56番から整理番号94番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号56番から整理番号94番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号95番についてですが、平林委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、道下委員は、議事参与が制限されることとなります。平林委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時34分 休憩

【平林委員退室】

16時34分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号95番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【整理番号95番】土地の所在は、芽室町渋山8線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面

積31,642m²を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号95番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号95番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号95番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があつた場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時36分 休憩

【平林委員入室】

16時36分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号96番から整理番号105番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【整理番号96番】土地の所在は、芽室町渋山8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積43,001m²を賃貸借するものです。

【整理番号97番】土地の所在は、芽室町祥栄西11線、公簿・現況地目とも畠、面積27,416m²を売買するものです。

【整理番号98番】土地の所在は、芽室町祥栄西11線、公簿・現況地目とも畠、面積27,416m²を売買するものです。

【整理番号99番】土地の所在は、芽室町上伏古9線外合計10筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積111,730m²を売買するものです。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時39分 休憩

16時40分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

【整理番号100番】土地の所在は、芽室町上伏古9線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積67,304m²を売買するものです。

【整理番号101番】土地の所在は、芽室町上伏古9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積44,426m²を売買するものです。

【整理番号102番】土地の所在は、芽室町雄馬別10線外合計26筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積171,925.70m²を賃貸借するものです。

【整理番号103番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積37,271m²を売買するものです。

【整理番号104番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積49,697m²を売買するものです。

【整理番号105番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積52,999m²を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号96番から整理番号105番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号96番から整理番号105番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号96番から整理番号105番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第29回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時48分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 11月 27日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員